

令和5年度 大阪府立青少年海洋センター事業計画

1. 施設管理運営の基本方針

大阪府立青少年海洋センターは、青少年をはじめとする府民に自然と親しむ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供し、青少年の健全育成及び府民の海洋レクリエーション活動の促進を図ることを目的として設置された公の施設であり、「府民に開かれた施設」として、海洋活動に馴染みのない人や公の施設を利用したことがない人でも、気軽に施設を利用し、海洋活動を楽しんでもらえるよう、健康で文化的な活動の場として運営します。

また、海洋センターの管理運営にあたっては、「人・自然・安全・健康」をキーワードに運営管理を行い、施設の設置目的の達成を図るとともに、府民へのサービスの向上と地域社会への貢献に取り組みます。

(1) 青少年の健全育成を促進します（青少年の自立支援）

青少年が海の自然に親しみながら、海洋活動や生活体験等を通して、お互いの人間関係を深めるとともに、コミュニケーション能力を高め、社会性、自律心等を育み、生きる力、人間力を養い健やかな成長を促します。

そのために、魅力あるプログラムの提供と海洋活動等を体験する各種自主事業の実施に取り組みます。

また、多様な問題を抱えた青少年を対象に、自然の中での体験活動を通して、自立支援を行うフレンドシップキャンプ等の自主事業を実施するとともに、各種団体等の事業を積極的に受入れ、その支援にあたります。

(2) 府民に対する海洋スポーツ・レクリエーション活動を促進します

幼児から高齢者まで、府民が手軽に海洋スポーツ・レクリエーションを楽しみ、家族の絆や友との友情を育み、生活の潤いと豊かさや健康の増進に寄与できるよう、里海公園、淡輪ヨットハーバーとともに、海洋スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、広く府民に活動への参加機会の提供に努め、海洋スポーツ・レクリエーション活動の普及・発展に努めます。

(3) 自然教育・環境教育を進めます

今日、海の自然に触れる機会が少なくなっている子ども達・府民が海の自然に触れ、海に親しみながら行う活動は、青少年の成長や豊かな心の醸成の上で非常に大切です。

自然体験活動の取り組み実績や蓄積してきた知識と経験を生かし、海でのスポーツ活動や生き物観察、わかめの栽培、海水調査、塩づくり等の活動及びプラスチックによる海洋汚染の現状を伝え、海の自然・環境を守ることの大切さやその必要性を伝えていきます。

産学官共同による海洋教育推進組織「ニッポン学びの海プラットフォーム」

が2025年までに、すべての市町村で海洋教育の実践を目指していますが、海洋センターでは、環境教育の実践に積極的に取り組みます。関西環境教育学会や環境教育を実践する団体と連携し、環境教育の充実努めます。

また、施設利用者と共にCO2削減等エコチャレンジに取り組み、地球環境の保護の必要性を伝えます。

(4) 青少年活動指導者の養成に努めます

青少年の健全育成施設に従事する職員として相応しい人材の育成のために、青少年活動指導者として必要な理論・知識・技術及び資格の修得のための年間研修計画を策定し、職員の資質と指導性向上に取り組むとともに、施設の安定的な運営を見据えた人材の育成と活用を図ります。

また、施設の指導性の向上を図り、青少年の健全育成活動をより効果的に進めるため、専属の大学生ボランティアリーダー70名を養成するとともに、地域社会に貢献できる指導者づくりに努めます。

(5) 府民の平等な利用を進めます

海洋センターは、公の施設であることを認識し、公正な運営を行い、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営は行いません。

様々な障がいをもつ人や高齢者等の利用を積極的に受け入れるとともに、府民誰もが平等に施設を利用しただけのよう受付窓口業務に取り組みます。

また、利用者の受入れに際しては、安全快適に活動いただけるようホスピタリティに満ちた心と態度で対応するとともに、利用者サービスの向上に努めます。

海洋センターは、「府民に開かれた施設」であることを広く周知に努めます。

(6) 安全最優先の施設運営を行ないます

利用者が安心して活動出来るよう、危機管理マニュアルに基づき、安全を最優先に施設運営に取り組みます。

常に良好な施設の維持管理と安全基準に基づき海洋活動を実施する等、施設や設備、プログラム等の安全管理の徹底を図ります。

また、自然災害に対して万全な対応が出来るよう日頃から防災訓練に取り組み、職員の防災・安全意識の向上と安全確保のための職務遂行能力の向上にも努めます。

食物アレルギーのある利用者に対しても個別に対応するとともに、利用者の「3密」を防ぐ等、新型コロナウイルスの感染拡大予防に努め、安心して利用頂けるよう利用者の安全管理に最善を尽くします。

(7) 防災教育に取り組みます。

阪神淡路大震災から25年が経過しましたが、昨今の日本各地での地震発生とともに、南海トラフ大地震の発生率が高まってきていると言われています。

海洋センターでは、非常時に備え、府民の防災意識の向上を図るため、津波・避難訓練等海洋センターで出来る防災教育に取り組みます。

また、防災教育プログラムを策定し、利用者に提供指導することにより防災意

識の向上を図ります。地震が発生し、住民の避難が必要になった場合は、住民の避難場所としての役割を担います。

(8) 岬町、NPO 法人、関係機関、近隣施設等との連携と住民サービスの向上に努めます。

岬町をはじめ泉州地域の近隣市町村や青少年団体（こども会、スポーツクラブ等）、NPO 法人、大阪府マリーナ協会、里海公園等と連携し、地域住民や青少年のための事業を企画実施する等、地域連携と住民サービスの向上に努めます。

(9) 関係団体とのネットワークの強化を図ります。

近畿地区青少年教育施設協議会及び大阪府青少年の家連絡協議会に加入し、近畿地区の青少年施設及び職員とのネットワークを構築するとともに、大阪府キャンプ協会・大阪府レクリエーション協会や環境教育を実施する団体・海洋活動を実施する団体・施設等とのネットワークを構築・強化を図り、施設の運営に生かします。

(10) SDGs に取り組みます。

持続可能な社会の実現のために、SDGs は世界共通の 17 の目標を掲げ世界的に取り組みがなされており、海洋センターでは、SDGs 中の「海の豊かさを守ろう」を目標に掲げ、利用者に対してもメッセージを送ります。さらに、プラスチックゴミの減量や分別、浜辺のクリーンアップ事業など、具体的な内容に計画的に取り組んでいきます。また、職員の名札に SDGs のマークを入れ、SDGs の啓蒙活動を行います。

大阪府市提案の「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進事業に基づくプラスチックゴミの資源循環の推進に取り組めます。

(11) コンプライアンスを遵守します

府立の施設であることを十二分に認識し、大阪府立青少年海洋センター条例、労働基準法、旅館業法、食品衛生法、船舶安全法、個人情報保護条例及びハラスメントの防止等当該施設の運営に関する関係法令を遵守します。

(12) 安定した施設運営に取り組めます

安定的な運営を図るため、運営状況を常に把握、分析し、必要な改善に取り組み、長期的な安定を見据えた運営を行います。また、施設運営のためのコスト意識を持ち、利用者サービスを低下させることなく効率的な経費執行に取り組むとともに、増収のための取り組みを行い、安定した財政運営を行います。

なお、財政的な安定を図るため、大阪府と協議の上、施設利用料金及び付帯施設利用料金を条例に定められた金額に改定します。

2. 平等な利用を図るための取り組み

① 平等利用を確保するための基本方針

海洋センターは、公の施設であることを認識し、法令を遵守し、府民誰でもが平等に利用できるよう公正な運営に取り組むとともに、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営は行ないません。

府民本位の開かれた施設運営を目指すため、以下のことを実践します。

ア 職員に公の施設の運営管理に携わっていることを認識させ、常に名札とユニフォームを着用し、利用者に対し感謝の心を持ち、ホスピタリティに満ちた親切丁寧な対応を行います。

イ 人権研修をはじめ青少年施設の運営に関わる職員としての必要な研修を実施するとともに、外部研修も受講させ、職員の資質の向上に努め、平等な利用者対応に取り組めます。

ウ 様々なハラスメントの理解等を含めた人権研修を毎年実施します。
また、職場のハラスメントについては、職場内に相談窓口を設け、ハラスメントの相談・対応に取り組み、ハラスメントの防止に努めます。

エ 海洋センターの利用予約申込は、利用希望年度の前年5月1日～15日の間に平等に第一次申し込み受付を行います。期間中に受け付けた団体は、抽選により日程調整順位を決め、日程調整終了後は、第二次受付として空き日程を先着順に受け付けます。利用日程の空情報については、ホームページで周知し、平等に情報を提供致します。

オ 安定的な業務運営に資するため、年間をとおして利用者アンケート等を実施し、利用者の声や要望を把握し、平等利用に取り組めます。

② 高齢者、障がい者等に対して利用援助の方針

高齢者や様々な障がいをお持ちの方等の利用にも、対象に応じた対応を心がけ、各種事業、支援学校、障がい者関連団体等広く平等に利用を受け入れます。

ア ユニバーサルデザインの視点に立った施設や設備の点検整備を行い、人にやさしい施設づくりに取り組めます。

イ 高齢者や障がい者、特定疾患医療受給者証所持者、小児慢性特定疾患医療受診券所持者等を受け入れるためのサポートに必要な知識・技術を学び、彼らに対する理解を深めるとともに、配慮ある適切なプログラムを提案実施し、福祉教育の推進に努めます。

また、高齢者や障がい者を等のお持ちの方がいる団・グループの利用に際しては、事前相談を綿密に行い、宿泊室の割り振りやプログラムの展開方法等十分な打ち合わせと調整を行い、安全に活動してもらえるよう個別対応を行います。

ウ 障がい者及び特定疾患や小児慢性特定疾患のある人の利用に際しては、付帯設備等利用料（エンジン艇）を介助者を含め50%割り引きます。

3. 利用者の増加を図るための取り組み

① 年間目標来館者数

○海洋センターの年間利用者数

海洋センターの平成28年度～令和1年度の利用実績及び少子化等を勘案し、年間利用者数を 66,000 人を目標とします。

なお、新型コロナの感染拡大のより令和2年度の利用者数が26,787人となっており、今後、コロナ禍により急速な利用回復が見込めない状況があります。66,000人を令和5年度の目標とし、各年度の利用者数の目標を次の通り定め、令和4年度の年間利用者目標数を61,380人（宿泊利用人数29,388人、日帰り利用人数31,992人）とします。

利用内訳	3年度 (85%)	4年度 (93%)	5年度 (100%)
宿泊利用	26,860人	29,388人	31,600人
日帰り利用	29,240人	31,992人	34,400人
合計	56,100人	61,380人	66,000人

② 利用者の増加を図るための方策

利用者のニーズの把握に努め、利用者の要望に応えられるよう柔軟に利用者の受け入れを行う等、新規顧客及びリピーターの確保に努めます。

また、キャンプ需要等の時流に対応するための取り組みを行うとともに、新たな視点による利用開発に取り組みます。

□利用促進とリピーターの確保

○施設の利用者の増加を図るためには、利用した団体・個人をリピーターに繋げることが重要であり、利用者が利用の目的を達成し、満足が得られるよう利用の申込時から団体とのコミュニケーションを深め、活動・運営のための相談調整を行います。

また、指導援助にあたる職員及び施設に対して、利用者から信頼を得られるよう、常に利用者の立場に立って対応します。

○利用者の相談調整には、インテークワークの経験豊かな職員が問い合わせの段階から受付対応を行い、利用者の要望を確認の上、魅力あるプログラムの提案をし、希望に応えるよう相談調整に当たります。

○利用者への対応は、常に利用者サービスとホスピタリティの気持ちを持って接していきます。

□利用促進のための広報活動の取り組み

○海洋センターは、学校や青少年団体等の団体が利用するというイメージや夏期中心の施設のイメージを払拭し、府民誰でもが年間を通して手軽に海洋スポーツ・レクリエーション活動を楽しめる「開かれた施設」であることを様々な媒体を通じて積極的にPRし、新しい利用者の開拓を行います。

○海洋センターの魅力について SNS を通じて常時発信し、府民への PR と利用促進に取り組みます。

なお、SNS 等による広報については、マーケティングの視点で考え、目的を明確にし、より効果的な広報活動に取り組みます。

○QRコードを活用し、スマートフォンで手軽に海洋センターの情報が得られるようにするとともに、常に新しい情報をタイムリーに提供していきます。

○フェイスブック・インスタグラムのサイトを開設し、施設と事業案内をアップすることにより利用促進に取り組みます。

○大阪府の府政だよりや近隣市町村の広報誌をはじめ、新聞、地域ミニコミ誌メディア等への積極的な情報提供と連携を図り、施設、事業の PR を行い、施設の利用促進に取り組みます。

○海洋センターの情報を近隣住民に発信する「くらたん通信」を発刊します。

□利用促進の取り組み

a 利用促進の取り組み内容

利用のハイシーズンには、出来る限り多くの方にご利用を頂けるよう、効率的な宿舍割りを行い、宿舍の利用効率を高めていきます。

閑散期の利用促進は開設以来の課題ですが、年間の利用者数を増やすためには閑散期の利用促進に積極的に取り組みます。

○ウイークデイの利用が期待できる学校団体の臨海学校や宿泊訓練等の利用を年間に亘って促進します。

○利用者が集中する繁忙期の5月～9月は、宿泊団体の効率的な受け入れを行うとともに、可能な限り多くの日帰り利用者を受け入れていきます。

○準繁忙期となる4月は、施設案内の発送等積極的にPRに取り組み、大学や専門学校・高等学校のオリエンテーション合宿や企業研修の誘致を進めます。

10月は、秋の野外活動シーズンであり、青少年団体・グループやサークル、家族等の利用を促進するとともに、釣りシーズンでもあり、釣りを楽しむ家族等の利用促進に取り組みます。

○利用が減少する11月～12月・3月は積極的なPRにより大学等のゼミ合宿や各種スポーツ合宿等の利用を促進します。また、利用促進のための各種自主事業の企画実施に取り組みます。

○1月～2月は施設を休所していますが、事前に大阪府に申請し、利用を希望する団体の受け入れや利用促進のための事業を実施します。

○宿泊利用団体で数多くの海洋活動プログラムの実施を希望する団体には、日帰り付宿泊利用を進め、施設利用料及び付帯設備利用料の増収を図ります。

○当日に利用を希望する団体を積極的に受け入れて行きます。

○岬町のふるさと納税の返礼品「海洋センターのマリンプログラム体験」を通して地域振興と施設PRに努めます。

b 多彩な活動プログラムの提供と指導援助

○利用者の目的・規模・内容・季節・天候等に応じ、適切なプログラムと活動方法を提案するために、海洋活動プログラム、陸上活動プログラム、環境学習プログラム、室内プログラム、研修プログラム等を準備し、利用目的が効果的に達成できるよう指導援助に取り組みます。

利用の目的が効果的に達成され、満足した成果を上げて頂くことによりリピーターに繋げて行きます。

○海洋活動を中心に様々なプログラムの指導援助あたりますが、子ども達が自然体験や生活体験活動を通して、多くの学びと感動や達成感が得られ、コミュニケーション力と社会性を身につけ、健やかな成長に資することができるよう指導し、成果を上げることが、利用者の信頼を得ることにもなり、リピーターに繋がります。

○府民が手軽に海洋レクリエーションを楽しみ、生活の潤いと豊かさや健康の増進に資することができるよう取り組み、利用促進に繋がります。

○センターの職員とトレーニングされた専属の大学生ボランティアリーダーが利用者の要望により指導援助にあたります。

○秋は釣りシーズンであり、釣りプログラムを通して利用促進に取り組みます。

○海洋プログラムと陸上プログラムを組み合わせた人間関係プログラム（MAP）の指導チームを編成しプログラムの指導にあたります。MAPの広報資料を作成し、クラブ活動や学校の課外活動、企業研修等の利用を促進します。

○環境教育のための「岬の海事業」や「ミニOL」「館内クイズラリー」「くらたんラリー」「ECOラリー」等のプログラムを提供し、活動の充実を図り、利用促進に繋がります。

○近年、家族のキャンプが流行していますが、海洋センターの広場を利用したテント宿泊プログラムを提供し、利用促進に繋がります。

c 学校等団体の施設利用効果を高める取り組み

平成30年度に学習指導要領の改正があり、子ども達が生涯にわたって生きる力を身に付けることができるよう「主体的・対話的で深い学び」いわゆる「アクティブ・ラーニング」の学習が求められています。児童・生徒が自然体験や生活体験を通して、多くの学びが出来るように、事前準備～活動実施～事後評価を一連の活動として、児童・生徒の主体的な取り組みを促進します。

d 利用促進のための事業の企画実施

○青少年の育成及び年間の利用促進のため、一般の利用の少ない時期を中心に各種事業を実施します。

子ども達や家族を対象にしたキャンプ事業、高齢者も参加できるヨット・カヌ

一教室等事業、地元泉州地域の子ども達や家族を対象にした事業、年間実施の子ども達のクラブ事業、うみのようちえん事業、障がいを持つ人を対象にユニバーサル事業等の企画実施に取り組み利用促進を図ります。

○自主事業の企画・実施にあたっては、社会状況や参加者のニーズに応じ、柔軟に対応、事業の拡大や新規事業の企画に取り組み、利用促進に努めます。

○施設使用料、プログラム代、食事代等すべての経費を含んだ子ども会パック、団体グループパック等、取り組みやすく、参加しやすいプランを提案します。

e 閑散期における利用促進の取り組み

○閑散期の利用促進を図るため、海洋センターの休所期間（12月31日～翌年2月末日）中も大阪府に事前申請をし、利用を受け入れると共に、日帰りイベントやパック企画事業等を実施、施設の周知と利用促進を図ります。

○11月～3月の利用を増加させるため、営業対象エリアを奈良、兵庫、和歌山の小中学校及び高等学校まで広げ、学校諸行事の勧誘、大学のゼミ、スポーツクラブ、音楽団体、塾等の合宿利用を促進します。

○閑散期には、職員全員でプログラムの開発と使いやすい施設の整備に取り組みとともに、各種団体や周辺地域の営業活動を行い、新規開拓に取り組みます。

○秋冬の期間も年間事業計画とは別に、毎年新しい日帰りイベント事業（わかめの種付けや収穫等）の企画や地域団体等の協力事業の実施、コスプレ団体等各種団体やグループの利用を誘致し、閑散期利用を促進します。

○利用促進のための事業の企画や学校や企業等のセルフビルド研修等を受託指導に取り組む他、積極的な営業活動をとおして利用者の拡大を図っていきます。

□閑散期におけるプログラムの提供

- ・ 凧づくり&凧揚げ（通常の利用として対応・冬季）
- ・ 泉南海岸ウオークラリー（通常の利用として対応・冬季）
- ・ わかめ狩と豆腐づくり（通常の利用として対応・冬季）
- ・ 海藻押し葉と磯の生物観察（通常の利用として対応・冬季）
- ・ ビーチコーミング（通常の利用として対応・閑散期）
- ・ ノルディックウォーク（通常の利用として対応・冬季）
- ・ 餅つき（通常の利用として対応・冬季）

d ヨットハウスの会議室等の利用促進

○大阪府マリーナ協会と連携し、会議室等の利用促進に取り組みます。

○海洋センターのホームページに会議室等の案内を掲載します。

4. サービスの向上を図るための取り組み

施設を利用する立場から最も求められることは、安全で安心して施設を利用することができ、子どもから高齢者まで、幅広い利用に対応できる多様なプログラムや清潔で快適な生活空間、美味しい食事等であり、これら内容の充実を図り、利用者に満足頂けるようサービスの向上に取り組みます。

(1) NOと言わない姿勢

○すべての要望をまず、受け止める

利用者からの要望のすべてをまずは受けとめ、出来る範囲で利用者のニーズに合った活動を提案します。

○充実したインテークワーク（プログラム調整）

利用者から提出された活動予定表を基本としながらも、より充実した活動の提案を行います。

○利用相談を常時対応

電話、メール、訪問にて、どんなことでも相談をうけます。
また、当日利用者が使用している場所以外は、何時でも施設下見ができます。

(2) 府民がいつでも気軽に利用できる施設

○電話での利用予約

年末年始を除き、9時から17時までの時間、何時でも利用問い合わせ及び利用予約を受けます。

○利用料金の支払い

利用料金の支払いは、利用後15日以内の銀行振り込みを可能とします。

○利用時間の柔軟な対応(宿泊と日帰りの組み合わせ)

宿泊利用の前後に日帰り利用を組み合わせることにより、様々な形態の利用を可能にします。

○少人数から大規模人数まで利用可能

2名から300名までの様々なニーズに合わせた利用に対応します。

○利用相談を常時対応

団体に合わせた利用相談を常時、専門の職員が対応します。

○当日の利用希望者の受け入れ

当日に利用を希望する団体を積極的に受け入れます。

(3) 利用者ニーズと満足度の把握

○施設利用者に対するアンケート

施設利用者に対してアンケートを実施し、利用者の満足度と施設に対する様々な声、意見を把握し、今後のより良い運営に活かすべく取り組みます。

なお、利用者にアンケートを依頼する際の依頼方法を再検討し、回収率が高められるよう取り組みます。また、回答内容を細かく分析し、満足度の低い項目や指摘のあった事項については、直ちにその改善策を検討し是正を行い、利用者の満足度を高めるよう取り組みます。指定管理者だけでは解決できない事項は、施設所管課等と改善策を検討します。

○主催事業参加者に対するアンケート

主催事業の参加者及びその保護者に対するアンケートを実施、アンケート内容等により事業評価を行うと共に、今後の事業の企画及び指導、サービスの向上に活かすべく取り組みます。

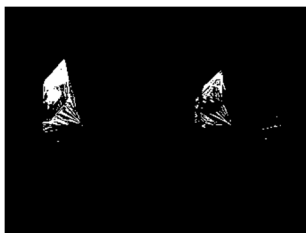
○担当職員及びリーダーによる聞き取り

プログラム終了後、利用者にご意見や感想を聞きとり、課題が見つければすぐに対応します。

(4) 魅力あるプログラムを用意

○海洋活動プログラム

① OPヨット・いかだプログラム



OPヨットは4人でグループを組み、船台から船を降ろし艀装品をそろえます。マストやセール等、グループで組み立て、組み立てが終われば、海まで運び、二人一組で帆走体験を楽しみます。体験が終わればグループでヨットを陸まで運び、解装し、水洗いをした上で格納します。風の力を利用して進めるセーリング活動は、心に残る貴重な体験となるとともに、ヨットの操船技術の基本を学ぶことができます。

いかだは、6～8人でグループを組み、グループでタイヤと板をロープで縛っていかだを作ります。出来上がったいかだは、海まで運び、海へ漕ぎ出し、海上レース等の各種プログラムを体験します。体験が終わればグループで陸まで運び、水洗いをした上で解体、格納します。自分達で作ったいかだで海に漕ぎ出すため、達成感の高いプログラムです。

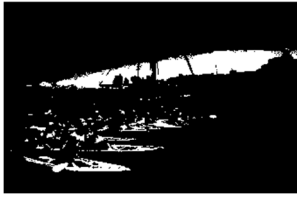


両プログラムとも準備から格納まで一連のグループ活動として取り組み、チームワークを育み、冒険心、自立心、達成感を満たす等プログラム効果の高い指導を行います。

② カッターボート・カヌープログラム

カッターボートプログラムは、海の自然と対峙しながら乗船員全員が協力して行うプログラムです。全員が力と呼吸をあわせてオールをリズム良く漕ぐと上手く操船でき、チームワークの大切さを体験出来るプログラムです。利用者の希望に合わせて、レースやショートトリップ等も取り入れ、よりプログラム効果の高い指導を行います。





カヌー（カヤック）プログラムは、海上を散歩するかのよう、海の自然と一体になって楽しめるプログラムです。現在、10人の職員がカヌーの指導員資格を有しています。レクリエーションカヌー協会に団体加入しており、施設で公認のスクールを開催します。

③大型ヨット（クルーザー白鳥号）

年少の子ども達や体に障がいのある人たちでも、海の自然を肌を感じながら海洋活動を体験できるプログラムです。エンジンや帆で走行し、子ども達の夢を育くむた取り入れてプログラム効果の高い指導を行います。



なお、海洋活動プログラムはセンターの管理下のもとに実施します。

○陸上活動プログラム

①MAP（マリン・アドベンチャー・プログラム）

MAPはPA、ASE、イニシアティブゲームを取り入れた人間関係トレーニングプログラムで、気づき・支え合う気持ち、協力する心等を育みます。海洋活動プログラムとMAPを効果的に取り入れ、学級づくり、コミュニケーションの向上、チームビルディング等団体に応じたプログラムを提供、指導します。



②野外炊さん

300人が野外炊さんを楽しめるよう設備と用具を整備し、グループ活動の促進と食育の推進が効果的にできるよう指導します。希望に応じ、炊さん材料や薪の提供も行います。

また、野外料理の技術習得にも取り組むためダッチオーブンも取り揃え、野外炊さんプログラムの充実を図ります。

③キャンプファイアー・キャンドルファイアー・ゲーム



プログラムの実施場所として、グラウンド、体育館、研修室等を整備するとともに、必要な用具を備え付けます。夏期期間は、利用者の要望によりリーダーによるキャンプファイアーの指導を行い、団体の利用目的の達成を援助します。

④環境学習プログラム

自然環境学習のための自然観察ラリーコースを設けるとともに、魚釣りや磯観察、ウミホタル観察等のための機材を揃えます。また、環境教育の普及のため、水の環境プログラム（WET等）、海水による豆腐づくり、塩づくり、わかめの種付け、ちりめん発見隊、海水調査等のプログラムの指導に取り組みます。



⑤館内プログラム

館内クイズラリーや貝殻を使ったクラフト「シェルメモリー」、石ころを使ったクラフト「石ころアート」、天体望遠鏡、体育館でのスポーツプログラムのための機材の整備を行い、晴雨に関わらず実施できるプログラムの充実を図り、利用目的の達成を援助します。

⑥海辺プログラム

サンドアートや砂浜オリンピック、フォトテレーリング等のための機材を整え、プログラムの充実を図り、利用目的の達成を援助します。

⑦施設周辺プログラム

岬町にある観光資源、夕日百選、長松自然海岸、飯盛山等を活用したプログラムの提供、栽培漁業センターや漁業組合等と連携した漁業に関する学習をする機会の提供等、様々な利用者の要望に応えます。

(5) 生活の快適性向上の取り組み

○利用者の快適な生活環境の向上のために、宿舎清掃・消毒、害虫駆除、寝具の乾燥及び洗濯等宿舎の衛生管理に取り組みます。

宿舎の清掃は、利用者に行ってもらいますが、清掃が行き届かないところもあり、利用者退所後、職員による宿舎・寝具類のチェックと清掃を行い、快適な居住空間作りに取り組みます。

○利用者のセンターでの生活をより快適にするために、トイレの洋式便器への改修検討と宿舎入口のドアによる指詰め事故を防止するために防止器具を取り付けます。

(6) 食物アレルギーにも対応した給食提供

○利用者の満足度の高い給食の提供及び利用者の目的に応じた炊さん材料の提供に取り組みます。また、食事による事故を防止するために、食物アレルギーを持つ利用者に、アレルゲン除去食の提供を行うとともに、障がいをお持ちの方についても相談・対応します。

○利用者の希望により、鍋料理や各種パーティーメニュー、バイキング等、様々な形式による特別メニュー（野外すいさん材料も含む）にも対応します。

(7) 安全・安心な活動

○新型コロナウイルスの感染拡大予防ガイドラインに基づき、利用者の3密を防ぎ、マスクの着用、手指のアルコール消毒励行等や使用施設等の消毒等利用者に安心して活動頂けるよう取り組みます。

○栄養士が食物アレルギーを持つ人の食事対応をします。
団体毎に個人食物アレルギー対応希望表を提出いただき、1人1人の内容について栄養士が対応します。

○熱中症予防のために利用者の活動中の水分補給や水筒のお茶補充等サービスを行っていきます。

○自主事業には、看護師を常駐させます。また、事業実施中はすべての専属ボランティアリーダーに「救急セット」を携行させ、怪我の初期対応をさせます。

○海洋活動は、海洋活動の責任者 MC（マリンチーフ）を中心とする指導管理体制の下で実施します。プログラム毎に指導救助艇を配置、安全に活動を行います。

○宿泊施設等館内の避難経路を明示し、非常時に備えます。

○職員及び専属ボランティアリーダーに対し、海洋活動のトレーニングを日常的に実施していきます。

○安全な船の運航のため、常に整備を行います。

○消防訓練に加え、津波を想定した防災訓練を実施します。

(8) 地域との連携を深め、より充実した運営を目指す

地元岬町との連携をはじめ、近隣市町村やNPO法人等との連携を深め、各種事業を協力実施する等、地域と密着した施設運営と住民サービスの向上に取り組みます。

協力事業：みさきタコクラブ海洋マリン教室、里海まつり、岬高校海洋実習等
連携事業：くらたんワイワイ祭り、マリンフェスティバル試乗会等

(9) 教育施設としての役割を担う

学校団体、青少年団体、企業等に適した研修プログラムの提供に取り組みます。

- ・防災プログラム
- ・環境教育プログラム
- ・人間関係トレーニング
- ・自然体験プログラム
- ・協働学習 等

(10) 様々な障がいのある人に対する取り組み

障がい者を対象にしたフレンドシップキャンプやシーカヤックチャレンジ等を企画実施する他、障がい者団体・グループの事業支援や施設利用を積極的に受け入れ、活動の援助にあたります。

(11) 施設の特性を生かした子育て支援のための事業の取り組み

施設が持つ潜在的特性（共同、協力、自主性、自律性、海洋自然等）を生かし、家庭の子育て支援や親子の交流事業等事業、青少年の自然体験活動事業や自立支援事業等の事業を企画実施します。

- ・青少年対象事業：サマーキャンプ、ウインターキャンプ、クラブ事業等

- ・家族対象事業：ファミリーキャンプ、親子フィッシングキャンプ等
- ・青少年・一般・高齢者対象事業：カヌー教室、セーリング事業等

(12) 海洋センターの利用申し込み事務等

○利用責任者が利用計画の作成に役立てられるよう、ホームページに利用の手引きを掲載し、利用者がプリントアウトをして活用できるようにします。

○利用申し込み及び利用料の納入のための事務の簡素化を図るとともに、利用料金の納入の利便性を図るため、後納及び銀行振り込み方法を導入します。

また、利用者サービスのため、1回分の銀行振り込みの手数料は、指定管理者が負担とします。

○スマートフォン世代に対応するため、QRコードを活用し、事業参加申し込み事務を多様化します。

5. 管理運営業務の取り組み

□施設管理運営の基本方針を効果的に達成するための具体的な取り組み

ア 施設の運営

施設の設置目的である青少年の健全育成及び府民の海洋レクリエーション活動の促進を効果的に達成するために、「府民に開かれた施設」として運営します。

イ 指導職員及び専属ボランティアリーダーの配置

職員22名（非常勤嘱託・パート職員は除く）を配置し、施設の運営に取り組みます。海洋センターの22名の内、15名が海洋活動の指導にあたりますが、全員船舶免許を有し、指導経験も豊富で、10カヌーの指導者資格も有しています。

また、海洋活動等の指導及び自主事業のキャンプに参加する子ども達の指導にあたる大学生の専属ボランティアリーダー70名を養成します。

ウ 青少年に対する指導

海洋センターは、次代を担う青少年が海に親しみ、規律を守り、責任を分かち合い、仲間や指導者との交わりを通して夢と希望を育み、心豊かで生きる力を持った逞しい青少年を育むことを目的としています。

その目的を達成するために、

①豊かな海の自然との触れ合いを通して豊かな感性を育み、自然の大切さを認識させ、②仲間との生活を通して人間関係の在り方を体験的に学び、豊かな人間関係と社会性を育くみ、③様々な活動の中で、自己への挑戦と自己判断の経験を通して主体性を育めるよう教育的に配慮したプログラムの指導に取り組みます。

エ 充実した活動プログラムの提供

利用者の目的、規模、内容、季節に応じて、参加者が興味・関心をもって活動に参加出来るよう多彩なプログラムを準備・提供します。

オ 安全管理

① 危機管理マニュアルの策定と危機管理体制

○施設の安全な管理運営と利用者の安全確保のための「**危機管理マニュアル**」を策定し、施設と利用者の安全を図り、安定した運営に取り組みます。

○所長・副所長・課長を委員とする安全管理委員会を設置し、危険防止、安全教育、安全管理の指導等に取り組みます。

○指定管理者各本部と現場職員により緊急時の危機管理体制を構築するとともに、緊急時の迅速な対応が出来る様、大阪府及び関係機関の連絡先の一覧表を作成し、非常時に備えます。

○海洋活動時には、事務所、キャビン（海洋活動プログラム監視塔）、監視救助艇

と常に連絡を取れるよう無線機を携帯し、緊急時に備えます。

また、各監視救助艇には、ロープやライフジャケット等の備品を常備し、事務所とキャビンには、緊急時に備え、ラジオ、ハンドマイク等必要な備品を設置します。

② 施設・設備の安全管理

○施設・設備等の安全管理のために、日常点検・定期点検・法定点検を確実に実施します。専門知識、資格を有する業務については、業務委託をするとともに、専門家の指導助言を得て、日常の安全管理に取り組みます。

また、大阪府の安全管理の履行確認を受ける等安全管理の徹底を図ります。

○利用者の視点に立ったリスク管理を徹底し、少しでも危険と感じる箇所については、迅速に改善に取り組みます。施設・設備は、経年劣化が見られ、多数の修繕箇所が出てくると思われますので、大阪府と連携し、迅速に対応します。

○冷暖房及び給湯ボイラーの運転業務等については、技術者を雇用し、直接業務を行い、施設の省エネ化と施設・設備等の修理、保全全般にわたる業務に取り組み、安全管理の向上を図ります。

○自衛消防組織を編成し、火災等の災害に備え、利用者の安全確保に努めます。

また、職員の安全意識を高めるため、年2回の消防訓練及び利用者の協力による津波等の海上災害時の救助・避難訓練及び救助方法の研修・訓練を年間に亘り実施し災害に備えます。

③ 海洋活動の安全管理

○海洋活動を安全に実施するために、海洋活動に従事する職員全員が船舶免許を所持し、海洋活動のスキルと安全知識を身につけ、且つ、海域の気象等自然環境を知り尽くした経験豊富な職員が当たります。

○海洋活動の安全管理マニュアルに基づき、海洋活動プログラム実施時の気象、参加者の状況等を把握し、海洋活動の実施の可否を判断、海洋活動の安全確保に努めます。

○海洋活動の実施にあたっては、マリンチーフ（海洋活動の責任者）を中心に施設の安全管理体制のもとに行います。

○実施する海洋活動毎に監視救助艇を配置し、また、カッターボートの艇長には、訓練された職員・リーダーを配置するとともに、団体の責任者・指導者と協力して安全な活動展開を図ります。

○海洋活動実施中は、マリンチーフが常に活動状況を把握するとともに、常に活動中の天候の急変等に備え、危険と判断した場合は、監視救助艇に連絡し、活動の時間短縮や中止等の処置をとります。事故、災害が発生した場合は、施設をあげ対応に取り組みます。

○海洋活動の実施にあたっては、利用者に「乗船者名簿」の提出及びライフジャケットの着用を義務付けるとともに、活動の安全確保についての指導を行なった上で実施します。

④ 安全な食事の提供

○給食業務に従事する職員及び主催事業担当者等に対して、泉佐野保健所から講師を迎え、食品衛生講習会を実施し、食に対する安全知識及び安全意識を高め、安全・安心な食事の提供に努めるとともに、利用者や事業参加者のニーズ等を把握し、喜ばれる食事の提供に努めます。

○食物アレルギーのある子ども達が増加し、多様な対応を求められており、アレルギーを持つ利用者の食事については、利用団体の責任者と連絡を密にし、個別にアレルゲン除去食の提供を行い、安全、平等に利用できるようにします。

○食材の保管及び安全衛生管理のため、利用団体の野外炊さん材料の持ち込みは当日のみとし、原則禁止にし、食中毒等の事故防止に努めます。

⑤ 新型コロナウイルス感染予防

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づく感染予防を着実に実施します。

○利用者の生活及びプログラム活動中における「3密」を防ぎ、マスクの着用及び、うがい、手洗い、アルコール消毒等を励行頂き、新型コロナウイルスの感染予防に努めます。

○利用者退所後、使用した宿舎及びトイレ等をアルコール消毒し、感染予防に努めます。

○利用当日の集合時に参加者の検温を依頼、発熱している参加者には、利用を中止してもらうとともに、各団体で利用期間中の朝夕に参加者の検温を実施してもらう等、参加者の健康管理に努めます。

カ 利用者の快適な生活の場の確保

○日々宿舎内外の点検及び清掃・消毒を行い、施設・宿舎を常に清潔に保ち、利用者が快適に生活できるように努めます。汚損や破損している個所等があれば補修等迅速に対応します。

○職員は、常に感謝の心とホスピタリィティーの気持ちを持って利用者に対応し、サービスの向上に努めます。

キ 地域連携

岬町をはじめ近隣市町村、NPO法人、マリーナ協会、里海公園等地域関係機関・団体と積極的に連携し、施設の運営に取り組みます。事業の企画にあたっては、地域住民や青少年のための事業を企画する等、地域連携と住民サービスの向上に取り組みます。

6. 自主事業の取り組み

□自主事業の取り組み

自主事業の企画にあたって、指定管理者共同3団体の持つ資源や特性を活かし、施設利用を促進し、府民に開かれた施設のPRを行い、府民のレクリエーションや集いの場として親しまれるよう事業を展開します。

施設の平等利用の原則の一環として、障がいを持つ方々や幅広い年齢層の方々も参加できるユニバーサル事業も推進していきます。事業実施にあたっては、必要に応じ大阪府と調整していきます。

海洋センターでは、各種自主事業を実施し、事業で得た収益を運営経費に充てる等収益構造を強化、安定的な管理運営を目指します。

給食業務

海洋センターの給食業務は、海洋センター開設以来の給食業務や学校、企業、病院等の給食業務を請け負うナンプフードサービス株式会社が担当し、そのノウハウを生かし、指定管理者として利用者に安全で喜ばれる食事を提供します。

自主（主催）事業

自主事業については、NPO法人ナックや株式会社BSCインターナショナルの持つ企画力を生かし、事業を企画実施するとともに、様々なノウハウを持つNPO法人・関係団体等と連携協力し、マリフレンドシップキャンプ（障がい者対象の事業）等ユニバーサル事業も実施します。

参加者の募集・集客は、指定管理者共同3団体の持つネットワークを活用し、また、大阪府・大阪府教育委員会・岬町・阪南市等の行政機関や指定管理期間中の施設運営で培った独自のネットワーク等を生かし、集客に努めます。

私たちの組織には、大学生のボランティアリーダーが約80名在籍しており、事業実施時の子ども達への直接指導や安全確保、また利用者へのプログラム指導等を協働で実施します。

売店業務


利用者の利便性とサービスの向上のため、日用品及び薪、炭、プログラム材料等の販売をします。




□自主事業計画


次の事業を年間にわたり実施します。


(1) 会員制で年間を通して海洋活動プログラムを行い、冒険心等を養う事業


事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
海洋キッズマリン クラブ (KKMC)	小学生～高校生 海のスキルの向上、参加 者が決める活動等継続 性を生かしたプログラ ム 参加費 1泊2日 12,000円 日帰り 5,000円	年間7回 宿泊2回・日帰り5回・ 40名 


(2) 幼児から中学生までを対象とした自然体験活動や共同生活体験を主な目的とする事業

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
海のようにちえん	年中～年長 はじめての体験や発見 を大切にしたい事業 参加費 1泊2日 12,000円 日帰り 6,000円	年間6回・40名 宿泊1回 日帰り 5回 


事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
夏休み等オーシャ ンキャンプ ・くらたんうきうき キャンプ ・くらたんSUN キャンプ A. B	小学1年生～6年生 海に親しみ、マリンプロ グラムを楽しむキャン プ事業 参加費 1泊2日 14,000円 2泊3日 23,000円	8月 4回・2泊3日・各40名 12月 1回・1泊2日・40名 3月 1回・1泊2日・40名 


事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
海をよくばり キャンプ	小学生・中学生 マリスports中心に活 動する長期滞在型キャン プ 参加費 3泊4日 31,000円	8月 1回 3泊4日 定員40名 


事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
GWキャンプ	小学生 1年～6年 お正月遊びや海の生き物観察を中心とした事業 参加費 1泊2日 14,000円	1月 1回 1泊2日 40名 

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
いきもの発見隊	小学生・中学生 海のいきもの観察を中心とした事業 参加費 1泊2日 14,000円	10月 1泊2日 40名 


(3) 家族を対象とした海洋性レクリエーションの体験と普及等を目的とする事業


事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
ファミリー キャンプ	家族 家族で海洋活動を体験 家族間の交流 参加費 1泊2日 12,000円 2泊3日 23,000円	5月 ・1泊2日 2回 各15F 8月 ・2泊3日 1回 20F 11月 ・1泊2日 1回 15F 

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
岬の海ファミリー キャンプ	家族 自然学習を中心に継続 する事業 参加費 1泊2日 8,000円 日帰り 4,000円	11月・2月 日帰り 2回各10F 5月・9月 1泊2日 2回各10F 


事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
親子フィッシング キャンプ	家族 家族で魚釣りを楽しむ 家族間の交流事業 参加費 1泊2日 13,000円 日帰り 6,000円	10月 1泊2日 1回 12F 11月 1泊2日 1回 12F 10・11月 日帰り 4回各13F 


(4) 障がいを持っている子ども・親子を対象とする事業

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
マリンフレンド シップキャンプ	障がい者(児童～青年) 障がい者の自然体験と ボランティアリーダーとの交流 参加費 1泊2日 16,000円	8月 1泊2日 15名 9月 1泊2日 15名 

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
マリンフレンド 親子キャンプ	障がい児童とその家族 参加費 1泊2日 13,000円 日帰り 5,000円	10月 1泊2日 1回 8F 日帰り3回 各5F 

(5) 海洋活動の普及とスキルアップを目的とした事業

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
カヌースクール	青少年～高齢者・家族 カヌーに興味のある人 参加費 日帰り 6,000円	5月～7月 日帰り5回 各15名 


事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
ヨットセーリング スクール	青少年～高齢者 ヨット・ディンギー セーリングに興味のある人 参加費 日帰り 12,000円	8月～9月 日帰り 3回 各7名 

(6) 指導者養成事業

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
環境教育指導者講習会	18歳以上	3月 1泊2日 20名

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
キャンプインストラクター講習会	18歳以上 日本キャンプ協会認定	2月 1泊2日 20名


事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
専属指導者養成	大学生 海洋センターで活躍する大学生ボランティアリーダーの育成	通年 80名



(7) 地域各種団体・機関と連携して実施する事業


事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
せんなん里海 さくらフェ ス	地域住民	9月 日帰り 2,000名


事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
新春里海まつり フェス	地域住民	1月 日帰り 2,000名



(8) 地域サービスを目的とした事業

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
マリンフェスティバル 試乗会	家族・一般 海洋活動体験	9月 日帰り 300名



事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
くらたんワイワイ祭り	家族・一般 子ども達のパフォーマンス 海洋活動体験	2月 日帰り 500名 

(9) 子ども会・団体等を対象とした野外活動事業

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
団体向け お気軽マリンパック	春夏秋冬、各単位子ども会、団体向けのパック事業	通年 依頼により、開催
子ども会向け うみの子パック		

(10) 冬期利用促進事業

事業名	対象・内容 (場所、曜日、時間帯等)	実施時期・回数・定員
キャンプ飯	家族・一般 参加費 大人 4,500円 子供 3,000円	12月～2月 日帰り 100名

臨海学校等事業

市内の小学校、中学校、高校など、各対象にあった野外活動体験プログラムの提供を積極的に行います。具体的には、海洋センターの指導性を活用し、人間関係トレーニング、チームビルディングプログラムと各種野外活動や、スポーツレクリエーション活動を組み合わせた活動内容を提案し、仲間作りやクラス作りの援助をします。それらのプログラムを市内校長会や各学校にプレゼンテーションを行い、校外学習等の誘致を行います。

高齢者の野外活動事業

シニア自然大学と連携し、アウトドア講習を実施します。

野外活動指導者養成事業

日本キャンプ協会の課程認定団体である NPO 法人ナックと共同し、「キャンプインストラクター資格講習会」や「自然体験活動リーダー (NEAL リーダー) 養成事業」を実施し、野外活動指導者の育成を行います。

7. 施設・設備の改修・整備の取り組み

① 環境保護に関すること

- ・CO₂削減のために電球を随時省エネ球に取り替えます。
- ・SDGsの理念に基づき、プラスチックゴミの軽減、海の豊かさを守る取り組みを行います。

② プログラムに関すること

- ・屋外に時計を設置（新規）
- ・2人乗りカヌーの買い替え補充（常時30艇）
- ・ライフジャケットの買い替え補充（常時300着）
- ・カッターボートのオールの買い替え補充（30本）
- ・自然・環境学習のための自然観察ラリーポストの整備
- ・MAP（人間関係トレーニングプログラム）のためのエレメントの整備
- ・野外炊さん場の屋根等の整備及び自炊用具の充実（300名対応）

③ 生活の快適性向上に関すること

- ・新型コロナウイルスの感染拡大予防対策に取り組みます。

④ 利用者に対する情報提供に関すること

- ・SNSの活用

⑤ エンジン艇等の修理に関すること

（海洋センター）

- ・日々の使用艇の点検を行うとともに、大阪府の舟艇更新・補修整備計画に基づき、カッターボートやヨット、エンジン艇等の補修整備を行います。

補修整備

- ・エンジン艇フィッシュエンジン積替
- ・クルーザーヨット「白鳥」のオーバーホール

府有備品 舟艇の更新

- ・エンジン艇タックルⅠの更新
- ・9mカッターボート 1艇
- ・OPヨット 10艇

提案による施設整備費 6,000千円（3年間）

整備計画に基づくエンジン艇の整備費 10,557千円（3年間）

8. 管理に係る経費の縮減に関する方策について

海洋センターの管理運営経費

府からの委託料の額

令和5年度 97,355千円

□委託料の額を実現するための具体的方策

指定管理3期の収支状況内容を再検討し、職員全員が収入及び支出の数値目標とその内容を理解し、常にコスト意識を持って管理運営にあたります。次の具体的な収入の増額及び経費の縮減に取り組むことにより運営管理費の削減を図ります。

ア 施設利用料収入の確保（施設利用料金の改正）

○コロナ禍の中、厳しい利用状況にあるが、少しでも多くの利用者の確保に努めるとともに、大阪府に申請の上、施設利用料の改定等を行うことにより収入状況の改善を図ります。

○隣接する里海公園、ヨットハーバー、淡輪漁業組合、栽培漁業センター、道の駅みさき、さんぼるた、岬町観光協会等と連携し、地域の資源を活用した利用促進に取り組みます。

○府内全小中学校、高等学校、専修学校、大阪府周辺の奈良、和歌山、兵庫、京都の小中学校及び前年度の利用団体に海洋センターのパンフレットを配布し、新しい利用者の開拓と利用促進を図ります。
また、事業案内を府内全小学校へ配布し、参加者を募ります。

○高校の野外活動やオリエンテーション合宿、大学の学部オリエンテーションやゼミ合宿の勧誘、研修請負会社との契約による塾や企業研修の誘致等の利用促進に取り組みます。

○利用の閑散時には、企業研修や、大学のゼミ合宿、音楽団体やスポーツ合宿、塾の合宿等多岐にわたる団体に対して営業を行い、利用団体の開発に取り組み、利用を促進していきます。

○若者文化の発信拠点として、コスプレ団体やグループの受け入れを促進するとともに、団体等と連携してイベントの企画実施等若者の利用促進を図ります。

イ 自主事業収入の増額

給食業務や自主事業、売店業務を行いますが、収益性を高め、自主事業の収益の増額を図り、その収益（350万円）を海洋センターの運営経費に充当します。

① 給食料収入の増額

通常の給食に加えて、パーティー等の特別食や野外炊さん材料、補食（パン、ジュース等）の提供等利用者の要望に応え、給食料収入の増収に努めます。

② 自主事業収入の増額

年間にわたり各種自主事業を実施しますが、利用者や事業参加者のニーズに対応し、適宜事業のスクラップ&ビルドを行いながら様々な事業を実施し、より多くの参加者の集客に努め、事業収入の増収を図ります。

③ 売店収入の増額

○利用者サービスとして行う売店の扱う品物を増やし、売店収入の増加を図ります。

○利用者のプログラム対応のため、野外炊さん用燃料（薪・BBQ網・炭・着火剤）やキャンプファイヤー用の薪を販売します。

○プログラムの充実を図り、石ころアートやシェルメモリー、豆腐づくり等の材料を販売します。

○生活用品のタオル、歯ブラシ等を販売します。

ウ 支出経費の削減

職員一人一人に経費の削減意識及びコスト意識をもって業務に従事させ、支出経費の削減に取り組みます。

① 人件費の削減

○職員の年間勤務を効率的に編成するために、年間変形労働勤務制を導入し、職員の雇用人数を抑えるとともに、時間外勤務も抑制します。

○利用者サービスと安全を損なわない範囲で業務の効率化により職員数を22名(令和2年度職員数26名)に抑えるとともに、非常勤嘱託職員、パートの雇用等により人件費を抑制します。

○海洋活動実施にあたって、利用者の多くの要望に応えるために、管理部職員やサポートスタッフ(社会人ボランティア)に従事させることにより、職員の円滑な業務を確保し、経費の縮減を図ります。

○閑散期のパート職員の合理化を図り、経費の縮減を図ります。

② 修繕費の削減

○海洋活動のための各種舟艇等の補修については、エンジン等特殊なものを除き、職員で迅速に処理し、経費の削減を図ります。

また、閑散期には、職員で集中的に舟艇等のメンテナンス及び補修を行うことにより、業者への外注を減らし、経費の削減を図ります。

○給湯ボイラーや冷暖房の運転業務等は、職員（技師）が直接担当し、併せて、施設の補修業務を分担させることにより、修繕等の外注を減らし経費の削減を図ります。

また、巡回点検等で発見された施設内の小修理（タイル破損等）等は、可能な限り職員で行い、修繕費の削減を図ります。

③ 光熱水費の削減

○電気の契約を関西電力から大阪ガス・エネット社に変更し、電気料金の削減を図ります。

○電球の省エネタイプ（LED）への順次取り替え、電気使用量の削減に努めます。

○利用者が屋外で活動している間は、冷暖房の運転を中止する等、日々利用者の活動状況に応じた冷暖房の運転管理を行い、電気使用量を減らします。

○館内外の巡回による水道、電気のチェックや利用者への節電の呼びかけにより光熱水費の節減に努めます。

9. その他管理に際して必要な取り組み

(1) 利用者の安全確保するための取り組み

海洋センターでは、利用者が安心して活動出来るよう危機管理マニュアルに基づき、安全を最優先に施設運営に取り組み、職員の安全意識を高め、安全確保のための訓練を実施する等、利用者の安全確保に努めています。

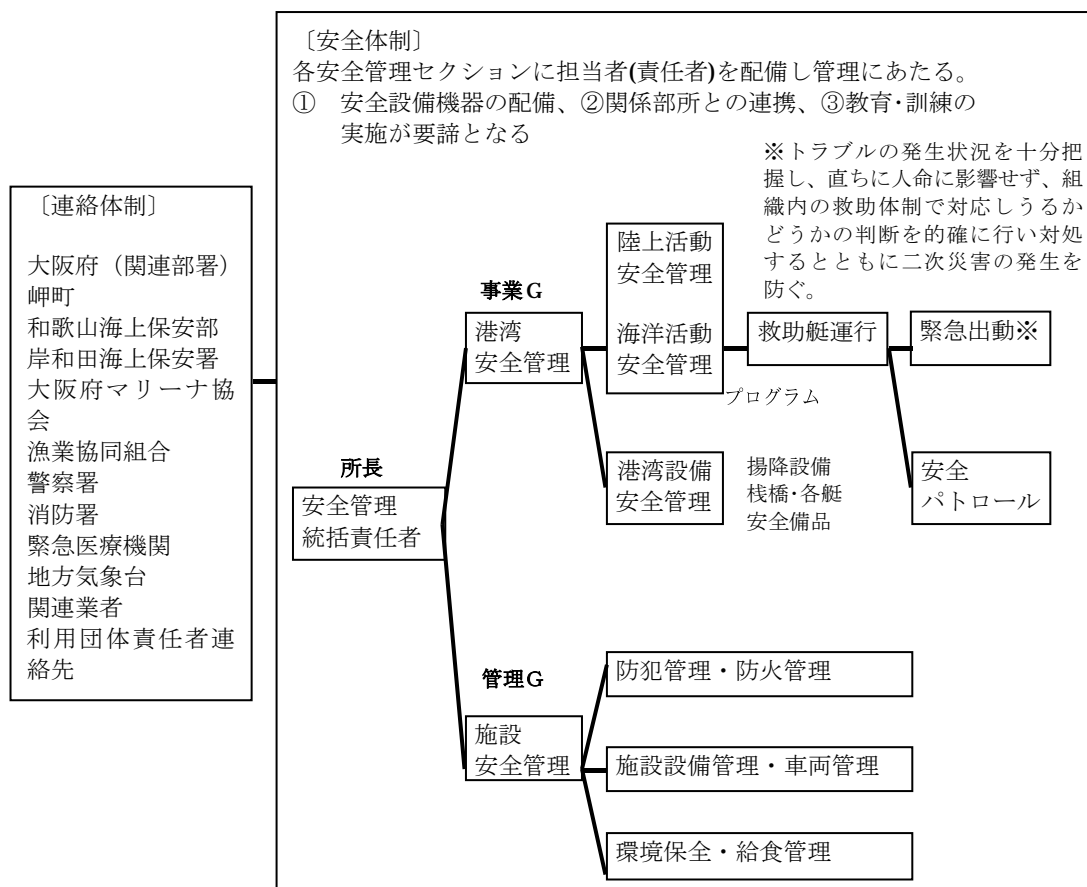
①利用者の安全確保について

施設利用者の安全確保のために、職員及びリーダー、スタッフは、常にリスクマネジメントに努めるとともに、事故防止のために関係諸機関を含めた安全管理体制を整え、利用者の安全確保に努めます。

また、利用団体の代表責任者に対し、安全についての説明指導を行います。

ア 安全管理体制の構築

安全確保にあたり、大阪府（関連部署）、海上保安部、警察署、消防署、緊急医療機関、マリナー関連、漁業協同組合、地方気象台等関連団体への連絡体制を整え、施設内においても安全管理責任者を配備した安全管理体制にそって対応します。



イ 施設賠償保険への加入

施設運営に際し、施設賠償保険等必要とされる保険に加入し、様々な災害事

故に備えます。

- ・施設管理者賠償責任保険
- ・ヨット・モーターボート総合保険
- ・国内旅行保険
- ・自動車総合保険
- ・ボランティア保険

ウ 安全管理委員会の設置

危機管理マニュアルに基づき、安全管理委員会を設置、施設の安全点検、危険事象への対応、マニュアルの見直し等施設の安全管理に取り組みます。

エ 自衛消防組織の編成

自衛消防組織を編成し、火災等災害に備えます。

オ 地震・津波避難訓練の実施

南海トラフ地震の発生率が高まっており、地震・津波避難訓練の実施し、自然災害に備えます。

カ 感染症対策

利用者の3密を防ぎ、アルコール消毒液を常備するとともに、利用者の検温を実施する等感染予防に取り組みます。

②施設の管理運営上の安全対策について

ア 海上における安全対策

プログラム活動中等の海上における利用者の安全確保のためには、各舟艇や備品の日常的な点検と関係諸機関を含めた安全管理体制、指導する担当職員及びリーダーの様々な状況に対応できる安全に対する知識と技術が重要です。

また、海洋プログラムは、舟艇プログラムに関する安全基準及び舟艇プログラムの安全管理体制におけるマリンチーフ等の役割・業務規定に基づき、職員及びリーダーの指導管理のもと安全に実施します。

- ・器材・舟艇等の点検、整備及び修理を確実にを行います。
- ・事前に、当日の気象情報の確認を共有して準備します。
- ・適時、気象情報のチェックと監視救助艇への連絡を行います。
- ・利用者の健康状態の把握を確実にを行います。
- ・プログラム監視塔から目えない海域が一部あるため、無線連絡による監視体制をとります。
- ・周辺の海の自然状況が絶えず変化するので、常に海の状況把握に努めます。
- ・気象変化によるプログラム中止等の判断は、早めに下します。
- ・大阪府マリナー協会と、海域の安全対策等について連携をする。

- ・プレジャーボート等の海域進入については、監視救助艇による監視を強化します。
- ・職員に対する安全指導を継続的に実施、潜在する危機を察知できるようにします。
- ・プログラム実施後の振り返りミーティングでヒヤリハットの対応確認等を行い、安全な活動のためのリスクマネジメントの強化を図ります。
- ・プログラムの改良点が見つければ、全員が共有します。
- ・常に安全基準を見直し、より高い安全基準に改正します。

イ 陸上（施設・設備）における安全対策

陸上プログラム活動中も含め、利用者の安全確保のためには、安心して活動が出来るよう施設や備品等の定期的な保守点検と巡回を行い、関係諸機関を含めた安全管理体制と指導する担当職員やリーダーの様々な状況に迅速に対応できる安全に対する知識と技術が重要です。

・定期点検及び定期巡回

施設及び建物内の設備・備品を定期的に保守点検することにより、不具合点等を早期発見に努め務め、利用者が安心して活動できるよう、適切な対応に努めます。

また、施設及び建物内外を定期的に巡回することにより、危険場所や事故等を早期に発見し、注意喚起の看板の設置など、利用者の安全を図るとともに、迅速に適切な対応を行います。

・防火対策

消防防災設備は年 2 回の定期点検を行うとともに、防災設備の設置箇所や対応方法を表記したマニュアルを策定し、職員全員が対応できるよう教育を実施します。

また、自衛消防組織を編成し、火災等に備えます。

ウ 地震、津波に対する安全対策

地震、津波等の災害対策として、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保及び関係機関への通報等について危機管理マニュアルに基づき、職員全員が対応できるよう教育を実施し、緊急時には的確な対応を行います。

エ 悪天候に対する安全対策

暴風雨、増水等により、海洋センター建物内および外構（建物周辺、駐車場、緑地帯、通路等）に被害が発生する恐れがある場合、事前に被害を最小限に食い止めるための措置を行います。

実施中の海上プログラムに対しては、無線・携帯電話等により避難を指示し、誘導します。

また、海洋プログラム実施基準に基づき、悪天候時の出航制限や各種警

報発令時は中止する等、利用者の安全確保に努めます。

オ 急病者等への対応

当施設の利用者、来場者等の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、状況に応じ、搬送等の確な対応を行います。
また、職員は滞りなく初動対応ができるよう、救命救急の講習を受講し、緊急事態への対応に備えます。

③安全管理能力の強化について

利用者の安全対策、職員・専属ボランティアリーダーの安全対策、海域や施設内の安全対策の3領域の安全対策について、次の対策を講じます。

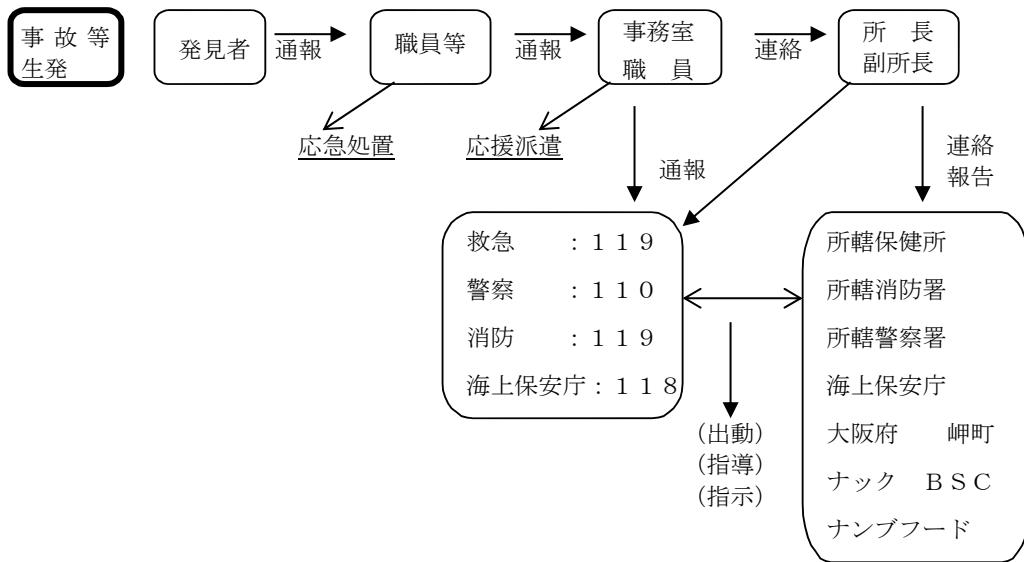
- ア 救急法、心肺蘇生法、出血・骨折、熱中症等の応急処置法を定期研修として毎年実施します。
- イ 利用者の安全と事故の未然防止のためのリスクマネージメンを強化し、日常の活動中に感じたヒヤリハットや他施設の事故事例等を題材にしたケーススタディによる事例研究等を実施します。
- ウ 様々なケースに対応するため、事例等を基に危機管理マニュアル安全基準の見直しを行い、職員間で共有し、安全管理の強化を図ります。

(2) 災害発生時の対応方策について

災害が発生した時は、「海洋センター危機管理マニュアル」に基づき、次のとおり迅速に対応します。

① 災害・事故等発生時の連絡体制

- ・事故等に伴う連絡は次のとおり行ないます。
- ・緊急事態に対応するため短時間で出勤可能な職員を確保します。



② 災害発生時の具体的対応

台風、地震等の自然災害や火災等の事故災害等発生した場合は、危機管理マニュアルに従い対応し、利用者の安全確保を図ります。

ア 自然災害の発生

- ・台風、大雨、津波、地震等の自然災害については、逐次情報を収集把握するとともに、事前に早期対策を講じます。
- ・自然災害の危険が予測される場合は、要綱に基づき職員を配置し、利用者及び施設の安全対策を講じます。
- ・台風通過等の自然災害が予測される場合は、事前に利用団体に連絡を取り、利用の確認と日程変更等の調整を行ないます。
- ・施設を利用中に、台風の通過等による自然災害が予測される場合は、活動時間や退所時間の調整を行い、利用者の安全を確保します。
- ・施設利用中に地震等自然災害が発生した場合は、利用者を迅速に避難誘導し、施設の安全な場所に待機させ、利用者の安全を確保します。

- ・自然災害が去った後、被害状況の確認を行い、報告を行うと共に、補修等の事後対策を講じます。

イ 火災の発生

- ・火災報知機が火災の発生を察知した場合、当日の勤務者で役割を分担し、その対応にあたり、利用者の安全確保を図ります。
- ・火災発生警報があった場合は、防災監視盤で発生区画を確認し、直ぐに急行し、火災感知現場の確認を行います。
- ・火災が確認された場合は、場内放送で火災の発生を知らせ、利用者を安全な場所に避難誘導します。避難場所で点呼を行い、全員避難の確認を行います。
- ・火災現場に急行した職員は、初期消火にあたり、事務所待機職員は、消防署へ火災発生の通報を行います。
- ・状況に応じ、重要書類の搬出を行います。
- ・火災鎮火後、出火原因や被害状況の報告を行います。

ウ 舟艇転覆事故等の発生

- ・海洋活動実施にあたっては、乗船名簿の確認及び救命胴衣の着用等を含め、利用者に安全指導を実施します。万一、転覆等の事故が発生した場合は、次の通り対処します。
- ・舟艇が転覆した場合は、そのプログラムを指導・監視している監視救助艇が救助にあたり、気象状況や事故状況等により、応援の救助艇を急行させ、人命第一に救助にあたります。
- ・カッターボート等舟艇を曳航する時は、救助される乗員と艇の安全を確認しながら曳航します。
- ・乗船者名簿により、救助者の人数確認（事故現場での確認、救助後の確認）を行い、救助した利用者の健康状態を確認し、必要に応じた処置を行います。
- ・救助終了後は、報告書を作成し、事故の原因究明を行い、再発防止に努めます。

エ 怪我・病気等事故の発生

- ・利用者が怪我や病気をした場合は、応急手当を施し、怪我や病気の状況により、利用責任者と相談の上、病院の手配（場合により搬送）や救急車の依頼をし、利用者の安全を図ります。
- ・症状により、利用団体の責任者と相談し、帰宅等の処置をとります。
- ・対応職員は、事故の状況、原因、経過、対応処置等の報告をするとともに、

必要に応じ保険対応手続きを行います。

オ 地震・津波発生時の対応

様々なマスメディアで南海トラフ大地震の発生率の高まりが指摘されています。地震の発生予測は難しく、突然の地震、津波に対応するためには、日頃から避難経路、避難場所について、利用者に周知を図っておくとともに、地震発生時の伝達方法、誘導方法、海洋活動プログラム実施時における救助体制等を明確にし、常に非常時に備える体制を整えます。

- ・利用者の名簿、乗船者名簿、利用者の活動明細書等を所定場所に保管
- ・海風館駐車場を避難場所に指定
- ・避難経路の明示（避難経路図別紙参照）
- ・地震発生時
 - ①地震・津波の発生情報の把握
 - ②利用者に地震・津波の情報伝達
 - ③避難命令の伝達・誘導
 - ④避難終了後人数確認、怪我の有無確認
 - ⑤怪我の状況により救急対応
 - ⑥被害状況等を関係者・関係先に報告

(3) 施設の維持管理の取り組み

○施設・設備の日常管理（清掃含む）・保守点検について

施設・設備の維持管理及び利用者の安全管理のためには、施設・設備の日常管理及び保守点検が重要であり、欠くことのできない業務です。日々、施設・設備の管理及び保守点検に努めていますが、不備箇所等が発見されれば、その処理に迅速に対応します。

職員では対応できない不備箇所は、専門業者あるいは大阪府と連携を図り、その処理にあたります。

また、施設・設備の管理で、専門的な技術・資格を必要とするものについては、外部に依頼し、その管理にあたります。

ア 海洋センター

- ① 日常清掃
 - ・建物内の床、トイレ、洗面所の清掃、ごみの処理
 - ・トイレトペーパー、石鹼、消毒用アルコール等の点検補給
 - ・洗面所の石鹼等の点検補充
 - ・屋外施設（トイレ、水場、広場、炊さん場等）の清掃、ごみの処理

- （日常清掃業務をとおして不備箇所のチェックを行なう）
- ・ 宿泊室、洗面所、トイレ等の消毒

② 宿泊棟・研修棟の点検（日常）

- ・ 宿泊室内の整理整頓状況の点検
- ・ 寝具類の点検、洗濯
- ・ 備えつけ備品の確認
- ・ 室内の破損、落書き、電球切れ等の確認
- ・ ロビー、トイレ、風呂場等の点検
- ・ 害虫の発生有無の確認
- （日常点検をとおして不備箇所の早期の発見）

③ 警備員による巡回点検（日常）

- ・ 建物内及び屋外施設の巡回、不備、異常個所の点検・確認
- ・ キャンプファイヤー及び野外炊さんの火の後始末の点検
- ・ 港湾施設（灯浮標）の目視点検

④ 厨房内の衛生点検（日常）

- ・ 事務所、休憩所の整理整頓
- ・ 防鼠、防虫点検
- ・ 厨房設備、床、壁面の汚れ点検
- ・ 排水溝の点検
- ・ トイレの清掃、防虫、消毒
- ・ 食品保管場所の点検
- ・ 調理器具の点検

⑤ 船舶関係の点検（日常）

- ・ 船舶の破損箇所の有無、備品、燃料の確認点検
- ・ 船舶のエンジンの点検
- ・ プログラム艇の破損箇所の有無、備品、ロープ等の確認点検
- ・ 浮き栈橋、スロープ、リフター等の点検
- ・ プログラムで使用した艇及び装備品、ライフジャケットの塩抜き洗浄、点検

⑥ 機械・電気設備等点検（技師による点検）（日常）

- ・ 空調設備、給湯設備、電気設備の点検
- ・ 空調設備（ラジエター等）の定期的清掃、点検

⑦ 防火設備等の点検（防火管理者による点検）（週1回）

- ・ 消火設備・器具の点検
- ・ 避難経路（避難通路、階段、防火扉）の点検
- ・ 建物・電気設備の点検

イ 外部業者による日常・保守管理

- ・ 設備管理業務
 - ① 消防設備保守点検
 - ② エレベーター保守点検
 - ③ 地下灯油タンク漏洩れ検査
 - ④ 自動ドア保守点検

- ⑤電話交換設備保守点検
- ⑥空調自動制御装置保守点検
- ⑦蒸気ボイラー、圧力容器の整備・性能検査
- ⑧冷房用冷凍機保守
- ⑨飲料水・冷却水・浴槽水水質検査
- ⑩衛生害虫防除及び滅菌
- ⑪貯水槽清掃
- ⑫蓄熱槽清掃
- ⑬空気環境測定
- ⑭灯浮標点検保守
- ⑮煤煙濃度測定
- ⑯橋梁法定点検

・電気設備保安管理業務・・・受変電設備及び負荷設備の点検・試験・測定

・保安警備業務・・・施設、建物等の警備

・植栽樹木管理・・・緑化、散水、除草、落ち葉の清掃等の日常管理

・清掃業務

- ①床のワックスがけ、窓の清掃等臨時清掃
- ②ごみ収集
- ③日常清掃
- ④害虫駆除

・府有地（遊歩道等）の管理

- ①植栽樹木の管理（樹木の剪定、除草等）
- ②街灯の点検
- ③側溝の清掃
- ④屋外建物（売店）の管理
- ⑤ごみの清掃

ウ ヨットハウス

- ①日常点検・清掃管理業務
- ②消防設備保守点検
- ③エレベーター保守点検
- ④自動ドア保守点検
- ⑤水道水定期検査
- ⑥チラーユニット点検整備保守
- ⑦空調自動制御装置保守点検
- ⑧自家用電気工作物保安管理
- ⑨臨時清掃
- ⑩給湯用貯湯槽清掃

10. 府や町が実施する事業等への協力

施設を運営していくためには、地域連携が重要であり、大阪府はもとより岬町及び地元関係機関団体等と積極的に連携を進め地域サービスに努めます。

- ア 岬町が主催する活性化事業「深日港フェスティバル」等への協力及び町が管理運営する「いきいきパーク」の利用について相互に連携していきます。
- イ 里海公園で開催されるマリンフェスティバルの実行委員会（事務局岬町）に参画、商工会や漁業組合、ビーチバレー協会、ビーチサッカー協会等多くの団体、機関と協力し、事業の実施にあたります。海洋センターでは、カッターやカヌー等の海洋活動の試乗会等を実施します。
- ウ 岬町観光協会の役員に就任、岬町の観光協会行政に協力するとともに、観光協会と相互に連携して事業を実施していきます。
- エ ESCO事業の導入意図を理解し、より一層の省エネルギーに取り組むとともに、ISO14001環境マネジメントシステムを基に策定したエコチャレンジ実施要領に従い、エコにチャレンジし、CO₂の削減に努めます。
(エコチャレンジ実施要領参照)
- オ 大阪府の青少年施策を踏まえ、より良い親子関係づくりと子どもの自立を促す各種事業を企画実施し、子育て支援をすすめます。
- カ 岬町内にある施設として、安全安心のまちづくりに協力します。
- キ 男女いきいき元気宣言への登録（登録済み）を行い、職場における男女共同参画の推進に取り組みます。
- ク 岬高校の海洋コースの海洋実習や近隣中学校の職場体験の受け入れ指導、及び大学生等のインターンシップの受け入れ指導を行う等、教育機関と連携を図ります。
- ケ 大阪府の障がい者就労支援事業に協力し、障がい者の雇用をおこないます。
- コ エルチャレンジが実施する障がい者の清掃事業に協力します。
- サ 大阪府の高齢日雇労働者自立支援事業に協力します。
- シ 大阪府が実施してきた障がいを持った青少年を対象にした「フレンドシップキャンプ」事業を継承実施します。
- ス 大阪府の福祉施策を理解し、障がい者及び特定疾患や小児慢性特定疾患のある人の利用に際しては、施設利用料を割り引きます。
- セ 大阪府が実施している「まいど子どもカード」事業に協力します。
- ソ 受動喫煙から青少年を守るため、特定の場所を除いてセンター内を禁煙にします。

1 1. 府民・NPOとの協働の取り組み

① ボランティア・NPO等との協働事業の取り組み

施設の管理運営業務及び主催事業の実施に際しては、指定管理者第1期～3期をとおして、様々な協力関係を築き上げてきた行政機関やNPO法人、各種団体等との連携をより強化し、施設及び地域の活性化と新規事業の企画等を進めます。

ア 様々な障がいを持つ方々のために、一般財団法人大阪府青少年活動財団やNPO法人障害者カヌー協会と連携し、ユニバーサル事業として障がい者のカヌースクール等を実施するとともに、釣り連盟と連携し、障がい者の釣り大会を実施します。

イ 泉南地域の住民を対象に、地元NPO法人や社会福祉協議会、府立岬高校、障がい者福祉施設、子どものヒップホップダンスグループ等地域の団体等との連携協力により、地域サービス事業「くらたんワイワイ祭り」を実施します。

ウ 隣接する里海公園で、阪南市、岬町の各種団体やボランティアグループが実施する「新春里海まつり」及び「せんなん里海さくらフェス」の実行委員として実施・協力し、地域の活性化に取り組みます。

エ マリンフェスティバル事業（事務局岬町）の実行委員として事業協力するとともに、マリンフェスティバル試乗会及びサマーキャンプを開催します。

オ 地域総合型スポーツクラブと連携した岬タコクラブ海洋マリン教室の実施や岬町文化協会と連携した展示会等、様々な地域団体の事業に協力します。

カ 岬町が実施する深日港活性化イベントの実行委員として、町内の各種団体・機関と協力してイベントの実施にあたる他、各種活性化事業の実施に協力します。

キ 高齢者団体（大阪府老人クラブ連合会、シニア自然大学校、高齢者大学校等）の施設利用に伴う事業協力や講師派遣等の協力を行います。

② 施設運営やサービスの向上、事業の企画などに府民・NPO等が参加・参画できる機会を確保する取り組み

海洋センター及び海風館の運営にあたって、施設運営やサービスの向上、事業の企画などに反映させるため、利用者をはじめ、岬町まちづくり戦略室、地域振興課、生涯学習課や岬町観光協会、地元関係団体、利用団体、NPO法人、ボランティア団体等から様々な意見を収集し、様々な協力を得て運営に取り組みます。

取り組みの視点

- ・ NPO法人等と共同して事業を実施（障がい者カヌー・釣り連盟等）
- ・ ボランティア指導員を活用した施設のプログラムの指導（海藻おしば等）

- ・ 地域連携事業の実施協力（くらたんワイワイ祭り出演、出展）
- ・ 地元サークル等との連携（くらたんワイワイ祭り）
- ・ 岬町体育協会と連携（岬町タコクラブ海洋マリン教室の実施）

1 2. 環境問題への取組みについて

ア ISO14001の環境マネジメントシステムを基に策定したエコチャレンジ実施要領に基づき、リサイクルや環境問題に取り組むとともに、利用者とともにCO2の削減等エコにチャレンジし、地球温暖化防止に取り組む。

内容

- ・ 水道、燃料、電気、ガスの使用量削減
- ・ 紙の使用量の削減と再利用の取り組み及び資源ゴミとしての活用
- ・ ゴミの減量化及び資源ゴミとの分別処理
- ・ 産業廃棄物および不燃ゴミの管理及び再利用
- ・ 残飯の排出量削減の取り組み
- ・ 廃油の管理と適切な処理（再利用会社等への引渡し）
- ・ ゴミの海への流出防止及び清掃の実施等、海洋汚染の防止の取り組み等を行う。

イ 海洋センターや海風館で実施する様々なプログラムを環境面から捉え、それらプログラムをとおして利用者の環境保護の意識の向上に努める。
また、体験型環境学習プログラムの開発を推し進める。

環境学習型プログラム

- ・ エコラリー
- ・ 塩づくり（海水から塩を抽出）
- ・ 海水を使った豆腐づくり
- ・ 大阪湾の水質調査
- ・ 海の生き物調査
- ・ ビーチコーミング
- ・ ちりめん発見隊
- ・ 利用者による施設・里海公園のゴミ掃除
- ・ わかめの栽培

1 3. 海洋センター運営基本体制

① 職員体制

職員 22 名（非常勤嘱託を除く）体制で運営管理にあたります。
給食業務についてはパート職員を配置します。
清掃業務等は、岬町シルバー人材センターに依頼します。

② 管理監督体制・責任体制

ア 運営協議会の設置

共同 3 団体（ナンブフードサービス株式会社、NPO 法人ナック、株式会社 BSC・インターナショナル）からなる「海洋センター運営協議会」を設置、ナンブフードサービス株式会社社長が議長を務める。

運営協議会は、海洋センターの運営管理の責任を負うとともに、施設運営管理のためのトップマネジメントを行なう。

- ・運営の基本方針・目標の決定
- ・運営状況の把握
- ・運営目標管理、安全管理、組織管理、事業計画等の調整

イ 3 グループの基本的な業務分担

- ・ナンブフードサービス株式会社
 - ・共同提案 3 グループの代表
 - ・管理部門の統括業務
 - ・施設の維持・補修
 - ・給食の提供
 - ・利用者の開拓
- ・特定非営利活動法人ナック
 - ・事業グループ統括業務
 - ・海洋センターの利用に関する業務
 - ・プログラムの実施及び研究開発
 - ・海洋スポーツ・レクリエーション活動の振興や青少年の健全育成を図るための機関団体との調整やネットワーク形成
 - ・主催事業の企画・実施
- ・株式会社 BSC インターナショナル
 - ・営業企画を担当
 - ・自主事業企画及び、海洋プログラム開発
 - ・職員の海洋活動のスキルアップ

ウ 「海洋センター運営協議会」の構成

- ・委員は、3 グループの代表者及び、海洋センター所長、副所長とします。

エ 「海洋センター運営協議会」の開催

- ・定例会議・・・毎月1回（第3木曜日）
運営状況の現状把握と業務調整等を行う
- ・特別会議・・・議長又は委員の要請により開催。

オ 現場の責任体制

- ・ 所長は、海洋センターの管理運営の総括責任として、副所長の内1名は、管理部総括、他の1名は事業部総括担当し、施設の管理運営を行ないます。
- ・ 海洋センターの運営目標の達成と円滑な運営のための諸会議を開催します。
 - ・ 全体会議
 - ・ 幹部会議（月1回）
 - ・ 職務別会議
 - 事業担当者会議
 - 安全委員会
 - MC会議 等

1 4. 職員の指導育成方針、研修体制

安定的な運営を見据えた人材の確保と青少年の健全育成に従事する職員として相応しい人材の育成と能力の開発に取り組みます。

ア 職員養成と研修の基本方針

- ① 公の施設の管理運営に携わる者として、基本的な知識・技術を保持し、意欲的に業務を遂行する為の能力を育みます。
- ② 利用者の理解及び利用者とのコミュニケーション能力とホスピタリティに溢れた接遇能力を高めます。
- ③ 府民の平等な利用の取り組み及び人権を尊重した対応ができるよう、その知識を高めます。
- ④ 施設の管理運営に必要な職員の実務処理能力の向上・開発に努めます。
- ⑤ 安心・安全な施設運営を図るために、危機管理能力を向上させます。
- ⑥ 施設で実施する様々なプログラムの知識と技術向上を図ります。
- ⑦ 青少年育成業務に携わるに相応しい人材を育成します。
- ⑧ 職員に積極的に外部研修を受講させると共に、必要な資格を習得させます。
- ⑨ 青少年関係団体・指導者とのネットワークを形成させます。

- ⑩ 人権に関する理解と知識の向上を図ります。

イ 研修内容と方法

職員として必要なスキルや理論等の修得及び、個々職員の業務能力と業務意欲の向上を図るための研修を実施します。

① 定例研修・訓練

食品衛生管理・救急法・人権研修・地震津波避難訓練・消防訓練を実施します。

② 技術研修

海洋活動の指導技術・救助艇の操船技術・陸上プログラムの指導技術、安全管理技術等の研修を実施します。

若手スキルアップ研修は、若手スタッフ（5年以下）を対象とした海洋活動

プログラムのスキルアップ研修、ベテランスタッフによる講義及び実技研修等を実施します。

③ 自己研修

外部で実施する各種研修会・講習会に参加させ、個々職員の知識・技術の向上を図り、指導者としての資質を高めます。

（水辺活動指導者養成講習会・リスクマネジメント講習会・環境セミナー等）

④ 資格取得研修

自然体験活動指導者資格・キャンプ指導者資格・プロジェクトワイルド指導者資格・船舶免許・カヌー指導者資格等を取得させます。

⑤ 関係団体とのネットワーク

近畿地区青少年教育施設協議会及び大阪府青年の家等連絡協議会に加入、近畿地区の青少年施設及び職員とのネットワークや協議会が実施する研修会を通して職員の資質の向上を図ります。

⑥ 職員の業務能力の向上

・OJT及びケーススタディ研修を実施します。

・個々の業務に目標（達成目標、改善目標、資格取得目標等）をもって業務に取り組むために、チャレンジシートを作成させる。

・PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルの理解と業務への取り組み

ウ 研修内容

- ① 公の施設としての海洋センターの理解

- ② 指定管理者制度と施設についての理解
- ③ 大阪府の行政施策について理解（青少年育成・福祉施策）
- ④ 岬町の町政についての理解
- ⑤ 関係法令、内部規定についての理解
- ⑥ 利用団体の理解及び利用状況の理解
- ⑦ 事務処理についての理解
- ⑧ 青少年の理解とその指導方法（グループワーク、リーダーシップ論等）
- ⑨ 海洋プログラム及び陸上プログラム（MAPを含む）の指導法の修得
- ⑩ 海上における救助方法の修得
- ⑪ 舟艇の管理方法（修理を含む）及び操船技術のスキルアップ
- ⑫ リスクマネジメントと安全対策
- ⑬ 救急法及び水上安全に係るスキルの習得
- ⑭ 良いコミュニケーションの育成（接遇・マナー等）
- ⑮ 人権とハラスメントの理解
- ⑯ その他、担当業務の遂行に必要な事項

エ 大学生の専属ボランティアリーダーの養成研修

舟艇プログラムや自主事業（子ども達のキャンプ等）の指導にあたる専属リーダーの養成を図るため、年間を通してスキル及び理論の研修を実施します。

併せて、実務や自主事業の担当及びリーダーの経験年数に応じた任務を与える等リーダーの養成を図ります。

○専属ボランティアリーダー研修内容

年間研修計画を作成し、リーダーの経験に応じた理論・実技の研修及び実務を通してリーダーとして必要な知識とスキルを身に付けさせます。

理論研修内容

- ① 大阪府立青少年海洋センターについて

- ② 専属ボランティアリーダーの役割について
- ③ 青少年の理解（１）青少年の理解
- ④ 青少年の理解（２）様々な障がいを持った青少年の理解
- ⑤ 人権とハラスメントについて
- ⑥ 対人援助法（１）グループワーク
- ⑦ 対人援助法（２）コミュニケーション
- ⑧ 対人援助法（３）リーダーシップ
- ⑨ レクリエーション理論について
- ⑩ リスクマネジメントについて
- ⑪ 海洋自然について
- ⑫ 環境教育について
- ⑬ 気象・海象について
- ⑭ 主催事業について
- ⑮ プログラムの理解と立案について
- ⑯ 食品安全衛生管理（食物アレルギー）について

実技研修内容

- ① カッターボートの操船技術及び指導法の習得
- ② カヌー、カヤックのパドリング技術及び指導法の習得
- ③ 小型及び中型ヨットの操船技術及び指導法の習得
- ④ はくちょう号の指導法の習得
- ⑤ いかだの製作方法及び指導法の習得
- ⑥ 魚釣りの指導法の習得
- ⑦ ロープワーク（結索法）とロープの扱い方の習得
- ⑧ 海洋プログラムの安全管理と救助方法の習得
- ⑨ 応急手当と救急法の習得
- ⑩ 環境教育プログラム（WET等）の指導法の習得
- ⑪ 海洋自然体験プログラムの指導法と習得
- ⑫ キャンプファイアー（薪組みを含む）の指導法と習得
- ⑬ レクリエーションゲーム及びソングの習得
- ⑭ 人間関係作りプログラム（MAP）の習得
- ⑮ 各種クラフト（石ころアート・シェルメモリー等）の指導法の習得
- ⑯ 陸上プログラム（ウォークラリー・クイズラリー等）の指導法の習得

その他センターで実施するプログラムの指導法の習得